

社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
第2回新たな児童虐待防止システム構築検討WG

- 1 児童虐待予防対策における情報管理システムの強化について
- 2 児童福祉司の質の向上と資格化について

平成27年10月22日(木)

中板育美

論点1 児童虐待予防対策の強化にむけて

情報管理システムの整備

(母子保健と児童福祉関連情報の一元化)

母子保健事業および活動のプロパーとして、知り得る情報(つまり健診情報にとどまらず、そこからキャッチできる子ども発達、親の精神保健・医療的問題、経済的問題、教育問題など虐待およびその周辺の家族とその予後の判断の基礎となる情報)が、個人の判断レベルで提供されたりされなかつたりする状況の改善が必要である。

期待される効果

- * 母子保健担当部署と児童福祉担当部署との認識の共有化
発見機能の強化
- * 妊娠期からの虐待予防の強化

課題

- 母子保健活動は、母子健康手帳交付時の面接等を通じて、母親になっていく妊婦と出会い、妊娠期から周産期、新生児の家庭訪問なども行いながら、健全な家族を含めて子育てを支援する役割を担っている。
- また、健診等に代表される母子保健活動は、虐待に特化したスクリーニングや親が抱える課題を指摘するためものではなく、虐待に至る可能性の親子も含めて、継続的に支援を重ね、親のメンタルヘルスを支援し、在宅養育を続けることができるよう支援している。
- しかしながら、発見から虐待と判断するまでの危機意識の持ち方に差があると、発信/提供される情報にばらつきが生じ、包括的な視点で早目の予防策につながりにくい側面がある。

その背景には、個人情報保護も含めた組織の考え方や自治体の保健師等の専門職の考え方に拠る部分も少なくはないと推察する。

このような情報の共有化と情報を統合させた判断の課題は、自治体における死亡事例の検証等においても再発防止の一策として指摘されている。

論点2

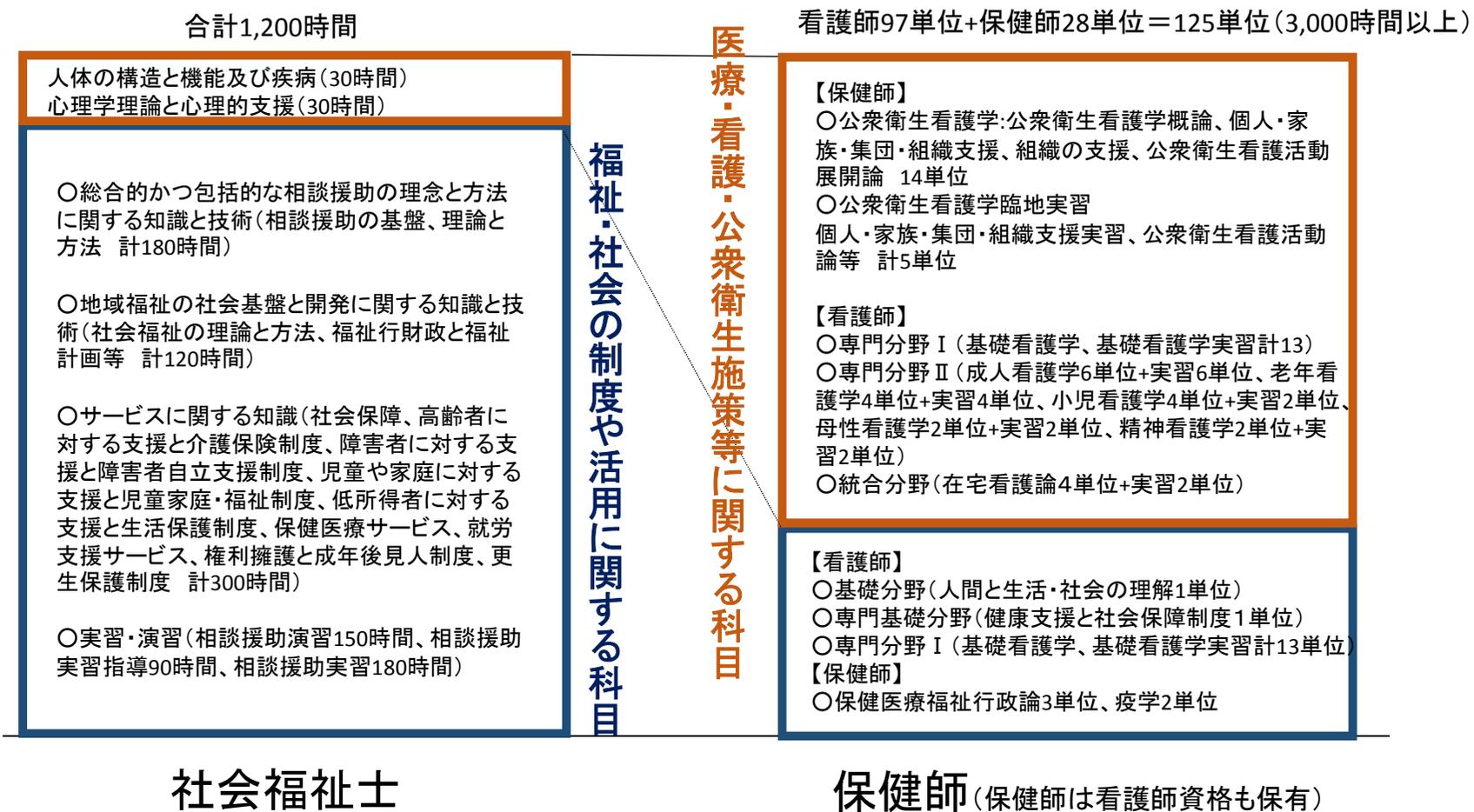
児童福祉の質の向上と資格化

(子ども家庭福祉士あるいは子ども家庭支援専門員;仮称)の資格化について

児童福祉司に相当する子ども家庭福祉士あるいは子ども家庭支援専門員の資格化の検討においては、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、地域で活動をする助産師は、その背景となる教育内容からみても、資格取得者として相当ではないか。

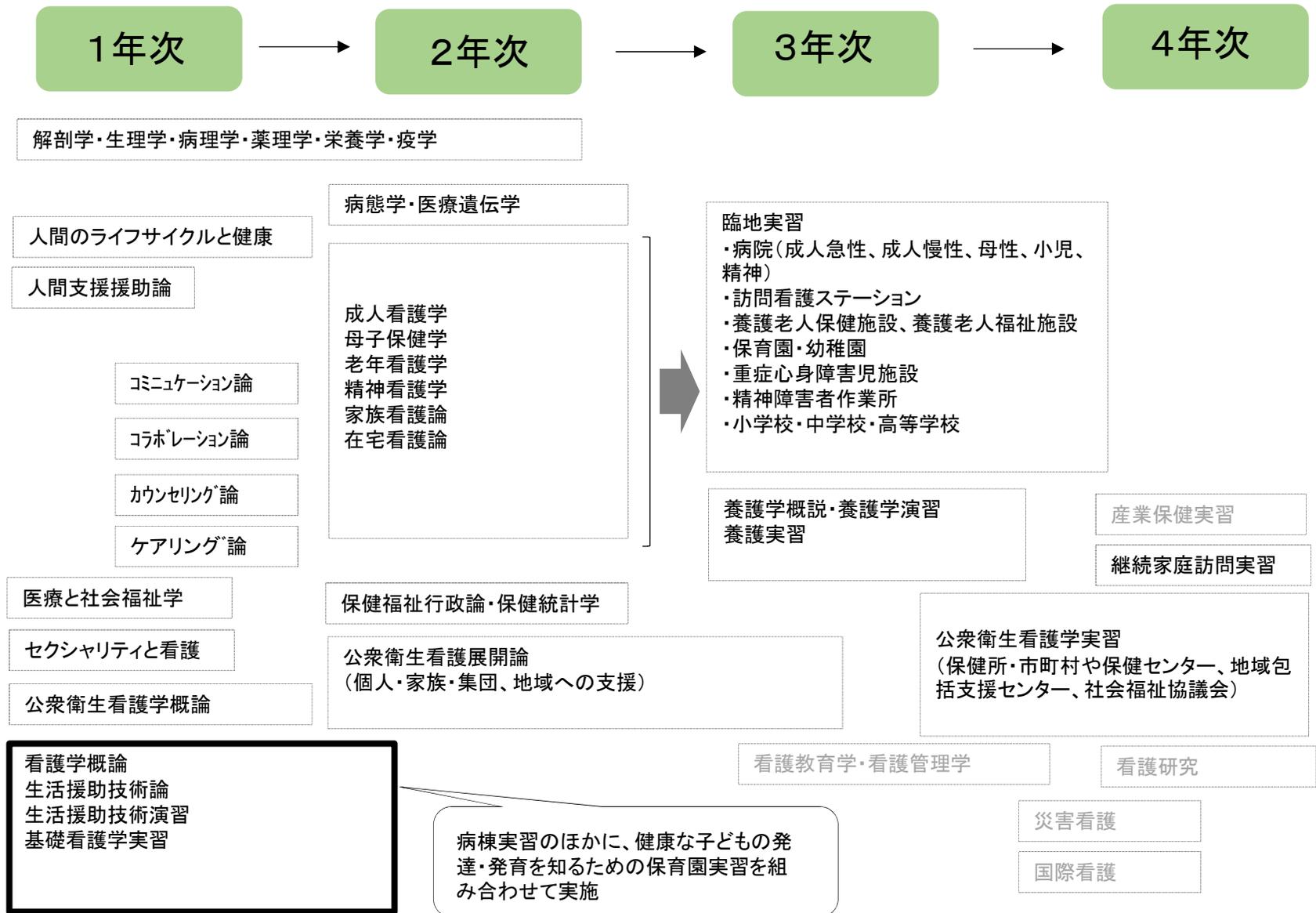
社会福祉士と保健師の教育内容(指定規則)について

社会福祉士と保健師の教育内容(指定規則)内容を比較すると、社会福祉士は、福祉や社会制度、ソーシャルワークの内容が多く、保健師は医学や公衆衛生看護の内容が多い。



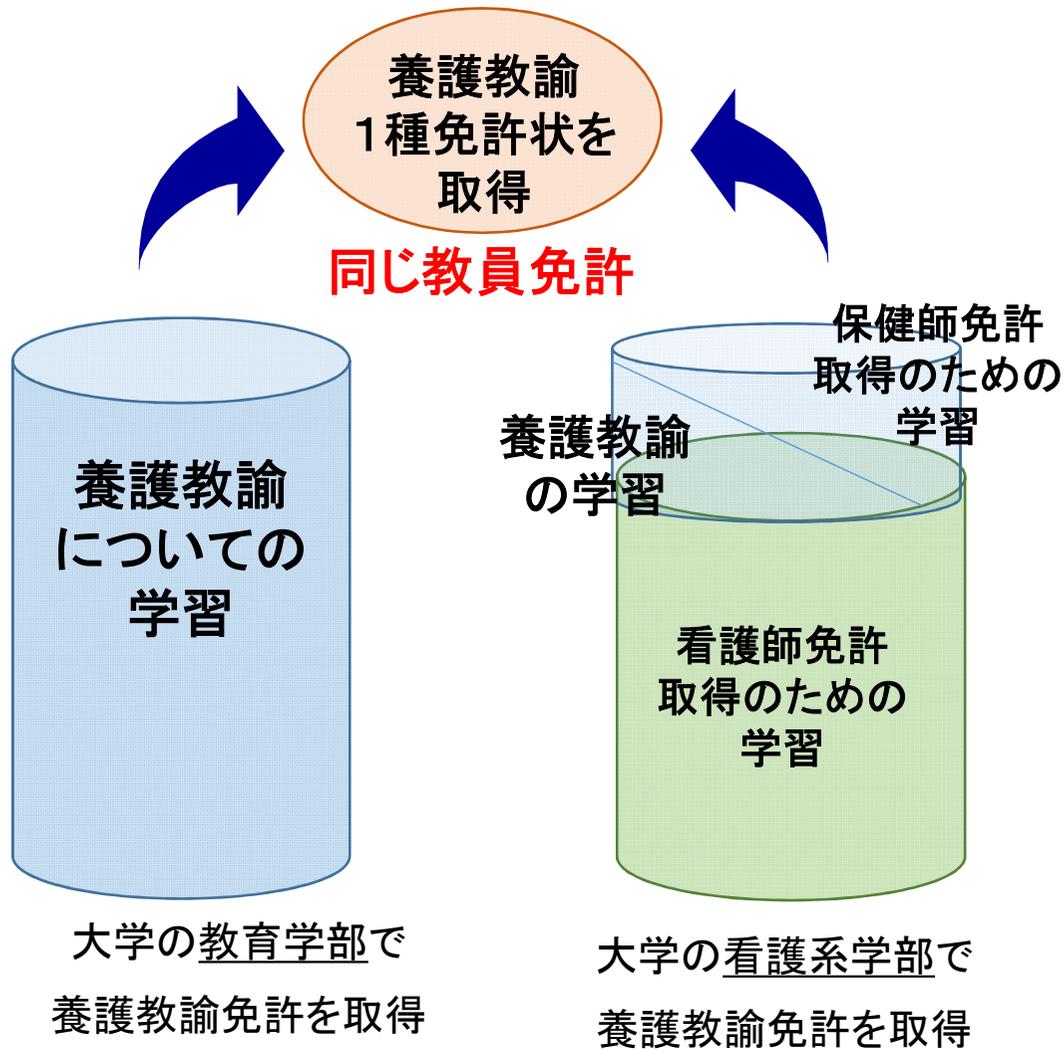
※助産師も、指定規則の中に「地域母子保健」の教育内容がある

保健師になるための科目 (看護系大学でのカリキュラム組み立て例)



資格取得の例

【例1 養護教諭1種免許】



【例2 介護支援専門員

(ケアマネージャー)

実務研修受講試験の受験資格】

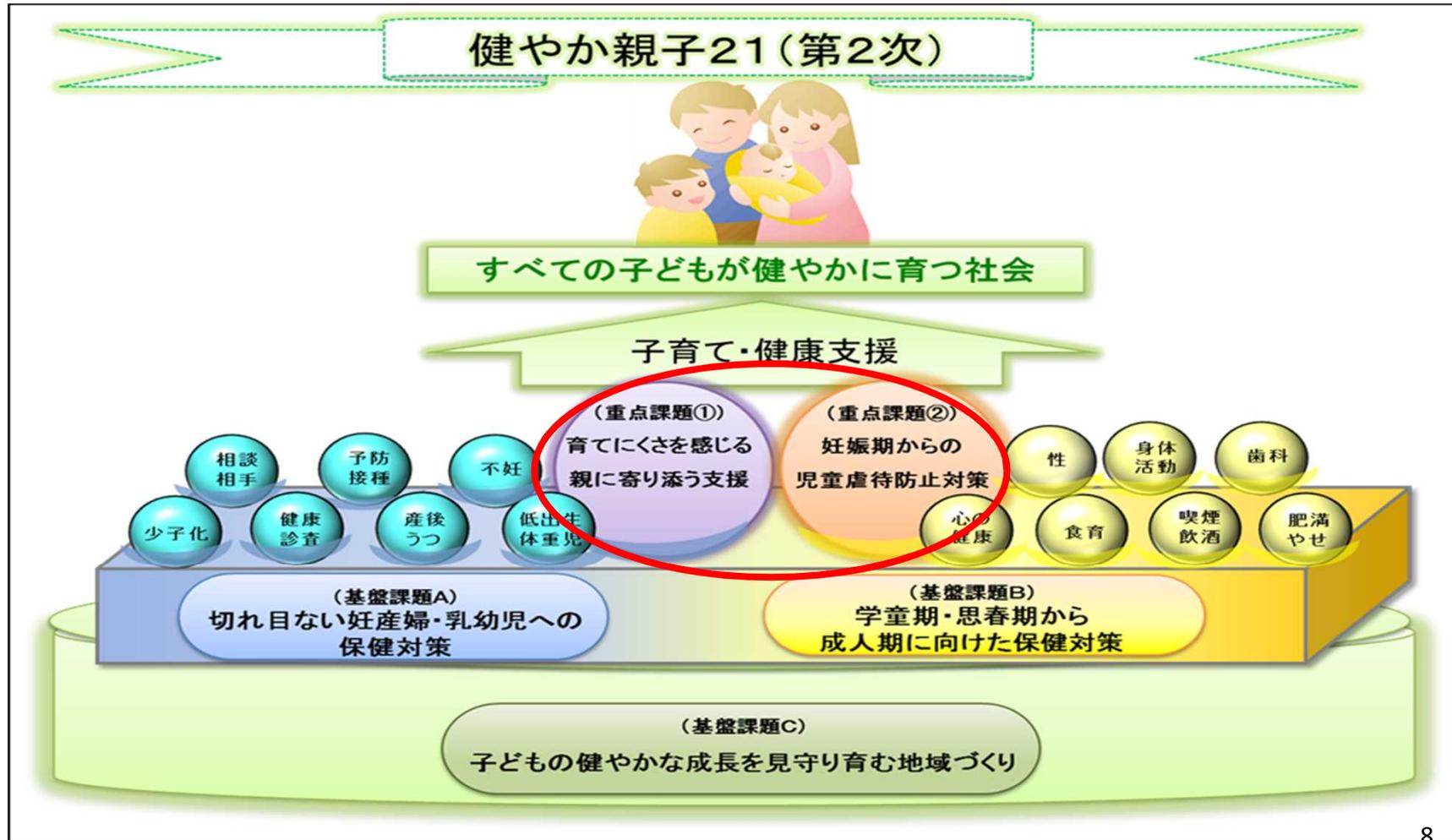
(1)保健師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士(ST)などの資格をもち、そのうえで高齢者介護などの実務を5年以上経験した人

(2)上記の資格はないが、老人福祉施設や在宅介護サービス業などでの実務を5~10年以上経験した人

すべての子どもが健やかに育つ社会
「健やか親子21(第2次)」

参考資料1-1

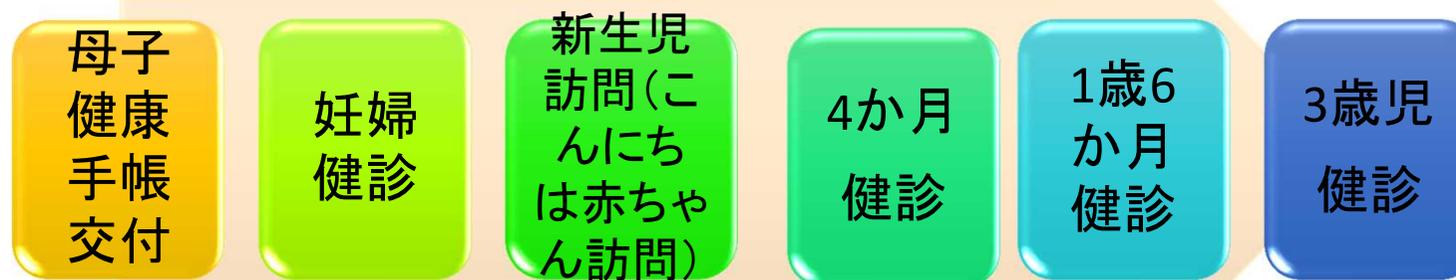
* 21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、国民運動計画である。



母子保健法の目的

第一条

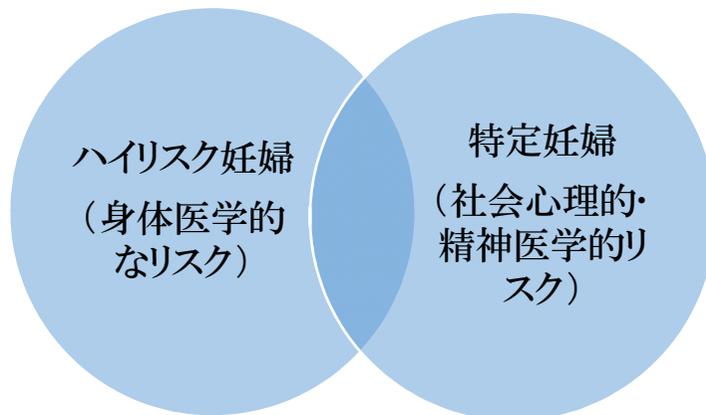
この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳幼児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。



妊婦への支援のあるべき姿

身体的にも精神的にも良好な健康状態で出産し、その後の育児に備えることが可能な状況/状態

この状態が阻まれている(あるいは阻まれる可能性のある)状態はすべて **要支援**

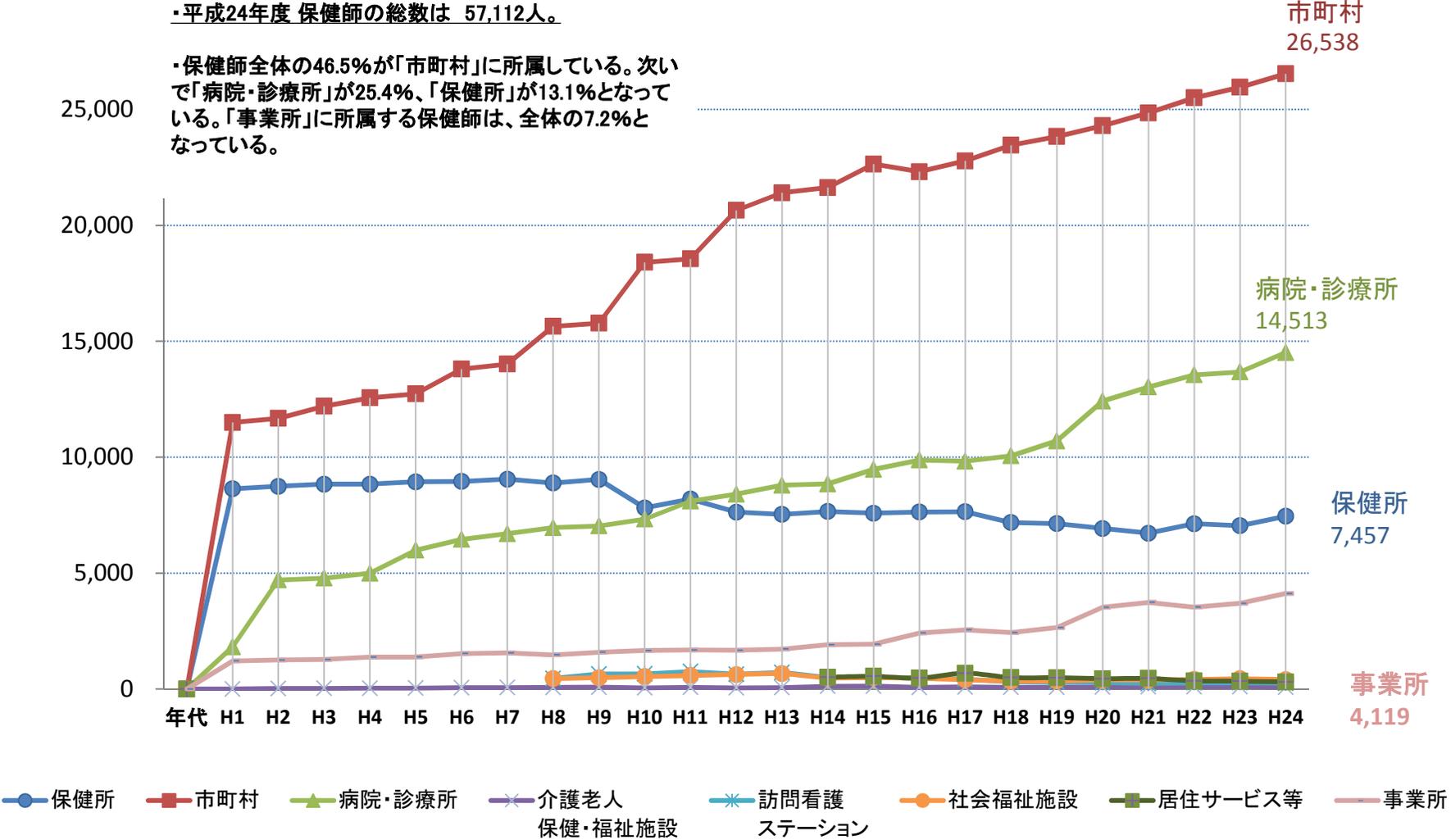


ハイリスク妊婦	特定妊婦
<p>一般的に、「母児のいずれかまたは両者の重大な予後が予想される妊娠」と解釈され、以下のような場合と捉えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> •母親または胎児が病気になったり死亡したりする可能性が通常時よりも高い。 •分娩の前後に合併症が発生する可能性が通常時よりも高い。 	<p>すでに養育の問題がある妊婦 妊娠の自覚・知識がない 望まない妊娠・妊娠の拒否 経済的に困窮 若年妊婦・性的虐待・レイプ妊娠 こころの問題・知的な課題・アルコール依存 薬物依存などのある妊婦 (結果的に) 妊娠届未提出, 母子健康手帳未交付, 妊婦健康診査未受診・受診回数の少ない妊婦</p>
<p>ハイリスク妊婦への支援 妊娠中(だけでなく出産時・出産後)の高血圧・心臓疾患・糖尿病・貧血などの合併症等を発症した妊婦に対して, 専門的なケアと治療を提供し, 安全なお産を目指す。(WHO)</p>	<p>特定妊婦への支援 産後に子育て困難に陥る可能性を下げるために, 妊娠中から支援(専門的支援含め)を提供し, 出産後も虐待のない親子関係を築けることを目指す</p>

日本の保健師就業者数

・平成24年度 保健師の総数は 57,112人。

・保健師全体の46.5%が「市町村」に所属している。次いで「病院・診療所」が25.4%、「保健所」が13.1%となっている。「事業所」に所属する保健師は、全体の7.2%となっている。



児童相談所で活動をする保健師数

児童相談所に勤務する保健師の業務内容調査より

〔2011年12月 日本子ども虐待防止学会学術集会茨城大会 抄録P205
筆頭演者 中板育美(国立保健医療科学院) 共同演者 出石珠美、佐藤睦子、木村美貴子、藤原千秋、塙清美〕

- 1.調査方法:全国児童相談所221か所の長と児童相談所に配置されている保健師126名への自記式質問紙調査
- 2.調査年月:平成22年5月
- 3.結 果:保健師からの回答数 119名(94.4%)

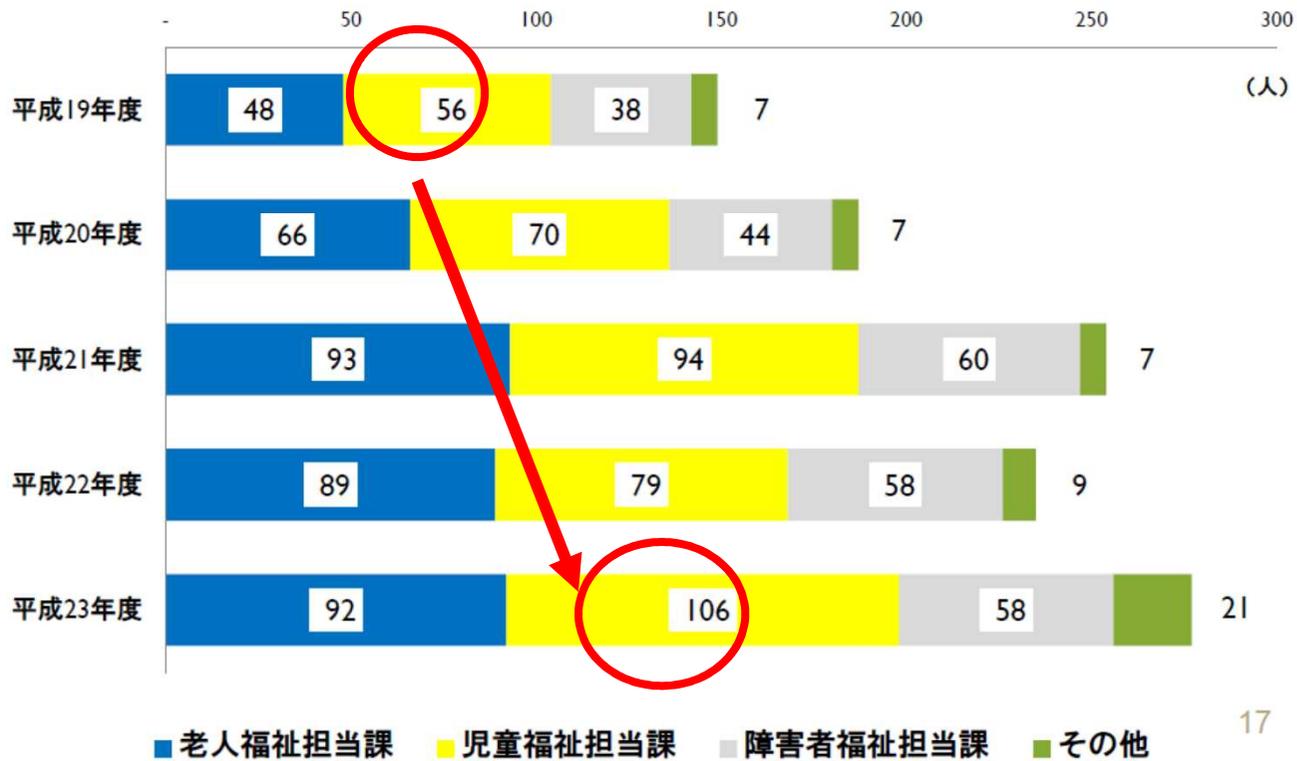


- ①保健師を配置してる児童相談所は84か所(45.2%)で、そのうち75か所は定数配置。1人配置が76.2%。
また、辞令職名が「児童福祉司」の者は26名(21.8%)。
- ②児童相談所長等が保健師に期待する役割は「医療機関との連携・調整」「乳幼児の発育・発達上のリスクチェック」が上位であった。
- ③保健師の実際の業務内容は、上記②と相違がなかった。

行政の児童福祉部門で活動する保健師数

保健師の配置部門の推移 (保健所設置市の本庁福祉部門の内訳)

- 23年度は児童福祉担当課で急激な増加がみられる。



保健師の配置部門の推移 (市町村の本庁福祉部門の内訳)

- 児童福祉担当課（係）、障害福祉担当課（係）が増加している。

